

11 知事提出議案への反対討論

2014年10月10日

日本共産党の柳下礼子です。党県議団を代表して、知事提出議案、第105号議案「平成26年埼玉県病院事業会計補正予算」第109号議案「埼玉県認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例」第120号議案「首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について」に対する反対討論を行ないます。

はじめに、第105号議案は、小児医療センター新病院建設地から検出されたヒ素汚染土壌の処理のための補正予算です。我が党県議団は、2011年本県議会で採択された請願の趣旨に基づき、現在地の病院機能に対して患者ご家族、地元住民の納得がえられないまま新病院建設をすすめることは認められないと考えています。

3年前の9月定例会で趣旨採択された岩槻区自治会連合会の請願主旨は「現在の県立小児医療センターの機能を現在地に存続していただきたい」というものでした。この県議会の総意に基づいて、現在地に残すべき機能の検討が2年半もの年月をかけて行なわれました。その結果は重症者の一部を対象にした、週2日程度の無床診療所という提案でした。加えてこの診療所でデイケアを行なう、社会福祉法人を念頭に医師も常駐するレスパイト施設も建設するなどの提案が行なわれました。しかし、重症の患者さんの多くは多数の診療科を受診しており、日常的医療管理だけが現在地で行なわれるようになれば、2カ所に常時通わなければならない、負担軽減にはならないというご意見でした。党県議団は一般質問でものべたように重症者のレスパイト施設整備は必要不可欠と考えていますが、しかし患者家族と地元住民の真の願いは病床のある病院です。以上の点から、まだ跡地機能に対する患者家族、地元住民の納得は得られてい

ないと考え、補正予算に反対するものです。

続いて、第109号議案は認定こども園の認定の要件を定めたものです。政府は子ども・子育て関連法を2012年成立させましたが、これに基づいて来年度からこれまでの保育所、幼稚園の制度を根底から改変する「新制度」をスタートさせます。幼保連携型認定こども園は県が基準を条例で定めることとされています。

この条例案を認められない理由の第1は、子ども子育て関連法そのものに重大な問題点があるからです。最大の問題点は、これまで市町村の責任で保育を現物給付してきた制度を改め、利用者と事業者の直接契約を基本とする現金給付のしくみに変更したことです。これまで、入所の申請から保育所が決定するまで、市町村が責任を負ってきましたが、原則市町村は保育の契約に介入できず、自治体の責任は後退します。実際は、児童福祉法24条1項を守れという国民的世論に押され、認可保育制度については市町村の保育実施義務が復活しました。しかし、幼保連携型や地域型保育は直接契約制度が適用され、保育料も事業者が徴収します。事業者が処遇の難しい利用者を選別することも可能です。保育に欠ける子どもたちの保育を、保護者と事業者の直接契約という市場原理にゆだねることは認められません。

第2に条例に定める基準の中には、保育者の配置基準を国より手厚いものと定めるなど積極的な面もありますが、食事について自園調理を原則としながら3才児以上には外部搬入を認め、調理員を置かないなどを認めている点については反対です。保育所の食事は、大切な食育の場であると同時に、貧困やDVなど複雑な家庭が増えている中で、子どもの命綱ともいえる重要な位置づけがあります。食物アレルギーの増加から個別対応食なども検討され実践も広がって

います。幼児の命と健康、豊かな育ちの観点から食事は自園調理とすべきです。

第120号議案、首都高葛飾川口線等に関する事業の変更の同意についてです。

本議案は、大規模更新及び大規模修繕にかかる約6,300億円の財源を確保するために、首都高速道路の料金徴収の満了について2050年から2065年に変更するものです。

もとより老朽化による修繕等の必要性は認めるものでありますが、約6,300億円という巨額の更新事業の内容について、本当に必要な工事であるかなどの県民の検証が十分に行われたとは言い難く、賛成できません。

また、6,300億円という財源の額は別としても、その全額を利用者負担とすることは認められません。そもそも大規模改修などの費用は当然予想されるものであったはずであり、当初の段階から考慮すべきものであり、問題と言わざるをえません。

以上です。